定 款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当会社は、株式会社インテリックスと称し、英文ではINTELLEX Co., Ltd. と表示する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1. 不動産の売買、仲介、賃貸借、管理および鑑定評価
- 2. 室内装飾の設計および施工
- 3. 家具、室内装飾品、住宅関連機器の売買、貸借およびその仲介ならびに製造および加工
- 4. 不動産売買および斡旋に伴う資金貸付ならびに債務保証
- 5. 特定目的会社、特別目的会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に定める会社)および不動産投資信託に対する出資ならびに出資持分等の売買、仲介および管理
- 6. 金融商品取引法に規定する第二種金融商品取引業および投資助言・代理業
- 7. 不動産特定共同事業法に基づく事業
- 8. ホテル、旅館の経営
- 9. レストラン、飲食業の経営
- 10. 旅行業
- 11. イベントの企画、制作および運営
- 12. 会社の合併ならびに技術、販売、製造等の提携の斡旋
- 13. 介護に関する事業
- 14. 損害保険代理業および生命保険の募集に関する業務
- 15. 前各号に関する調査、研究、企画等のコンサルティング業務
- 16. 前各号に附帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都渋谷区に置く。

(機関)

- 第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
 - (1) 取締役会
 - (2) 監査役
 - (3) 監査役会
 - (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができないや むを得ない事由が生じた場合は、日本経済新聞に掲載する。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、17,500,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

- 第8条 当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

- 第9条 当会社は、株主名簿管理人を置く。
- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
- 3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および 新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱 わない。

(株式取扱規程)

第10条 当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令または本定款の ほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招集)

第11条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第12条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年5月31日とする。

(招集権者および議長)

- 第13条 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。
- 2 取締役社長に事故がある時は、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序に従い、 他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

- 第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとるものとする。
- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(決議方法)

- 第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した 議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- 2 会社法第309条第2項の定めによるべき決議は、議決権を行使することができる株主 の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行 使することができる。
- 2 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第17条 当会社の取締役は、10名以内とする。

(選任方法)

- 第18条 取締役は、株主総会において選任する。
- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(任期)

第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する 定時株主総会終結の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

- 第20条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。
- 2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
- 3 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名、取締役 副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

- 第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、 議長となる。
- 2 取締役社長に事故がある時は、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序に従い、 他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

- 第22条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までにこれを発する。ただし、緊急を要する時は、この期間を短縮することができる。
- 2 取締役および監査役の全員の同意がある時は、招集の手続きを経ないで取締役会を開催 することができる。

(決議方法)

第23条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって 行う。

(取締役会の決議の省略)

第24条 当会社は、会社法第370条の要件を充たした時は、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第25条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

- 第27条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同 法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限 度において免除することができる。
- 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423 条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基 づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役および監査役会

(員数)

第28条 当会社の監査役は、5名以内とする。

(選任方法)

- 第29条 監査役は、株主総会において選任する。
- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

- 第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する 定時株主総会終結の時までとする。
- 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任の監査役 の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

- 第32条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までにこれを発する。ただし、緊急を要する時は、この期間を短縮することができる。
- 2 監査役全員の同意がある時は、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(決議方法)

第33条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会規程)

第34条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監 査役会規程による。

(報酬等)

第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

- 第36条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同 法第423条第1項の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限 度において免除することができる。
- 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423 条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 会計監査人

(選任)

第37条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任期)

- 第38条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- 2 前項の定時株主総会において別段の決議がされなかった時は、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の責任免除)

第39条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に同法第4 23条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。なお、当該契約に基づく損 害賠償責任の限度額は、法令が定める金額とする。

第7章 計 算

(事業年度)

第40条 当会社の事業年度は、毎年6月1日から翌年5月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第41条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、 法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定め る。

(剰余金の配当の基準日)

- 第42条 当会社の期末配当の基準日は、毎年5月31日とする。
- 2 当会社の中間配当の基準日は、毎年11月30日とする。
- 3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第43条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されない時は、当会社はその支払義務を免れる。